

ヨルダン溪谷における土地と自決権

アル・ハック、2007年3月30日

土地の日に際し、アル・ハックは、土地と自決権の行使との間にある本源的なつながりに注目するように訴える。40年近くにわたる占領において、イスラエルは、土地収用のための様々な政策や入植地の建設、移動の制限によって、被占領地においてパレスチナ人民が自らの土地に出入りすることを徹底して阻んできた。このことによって、パレスチナ人民による自決権の行使は、事実上、完全に不可能なものとなっている。

東エルサレムを含む西岸地区において、「併合壁」は被占領地に深く侵食し、土地を奪い、人びとの移動を制限している。「壁」が完成すれば、東エルサレムを含め、西岸地区の10パーセントが事実上併合されることになる。この「併合壁」の建設と平行して、イスラエルは、西岸地区の25パーセントを占めるヨルダン溪谷へのパレスチナ人の立ち入りを厳しく制限してきた。

[ヨルダン溪谷と他の西岸地区との間に]「壁」は建設されてこそいないものの、許可証と検問所、封鎖からなる、ほとんど抜け道のない管理システムによって、ヨルダン溪谷への物と人の出入りが制限されている。タヤシール検問所は、ヨルダン溪谷北部への主な入り口であるが、そこで進められている、まるで国境にあるかのような常設ターミナルの建設は、これらの制限を恒久化しようという意図を露骨かつ具体的に表している。

また、イスラエルは、西岸の他地区と同様、ヨルダン溪谷においても入植地の建設と拡張を押し進めており、そのことが、パレスチナ人の土地に対する大規模な没収をもたらしている。26ある入植地に7,500人余りの入植者が住んでおり、そのすぐ側には47,000人余りのパレスチナ人が暮らしている。これらの入植地はヨルダン溪谷の90%を支配下に置いており、そこにパレスチナ人が立ち入ることはできない。最近、イスラエル政府はヨルダン溪谷の北部に新しい入植地を設置する決定を発表した。そこには2005年8月にガザ地区から退去したイスラエル人入植者が再入植するものとみられる。

国際司法裁判所（ICJ）が、その「被占領パレスチナにおける『壁』建設による法的帰結に関する勧告的意見」において確認したように、イスラエルは、東エルサレムを含む西岸地区における「占領権力」である。したがって、イスラエルは国際人道法の定める規則に拘束される。そこでは、被占領地におけるイスラエルの入植地建設は、ジュネーブ第4条約49条6項に対する明白な違反だとされている。「軍事上の必要によって正当化されず、非合法かつ恣意的になされる所有物の破壊または領得」[同条約147条]は、条約に対する重大な違反とみなされるという点も言及に値する。

ヨルダン溪谷におけるイスラエルの行動と政策は、明確な国際法違反を構成するだけでなく、その一貫性において、将来の政治的解決がいかなるものであろうと、この地域への完全な支配を

維持するという意志を明確に示している。イスラエル首相、エフード・オルメルトはヨルダン渓谷のことを「イスラエルの東の国境」と表現した。イスラエルがヨルダン渓谷を支配し続けることは、パレスチナ人民が自決権を意味のあるかたちで行使することをよりいっそう妨害するというだけでなく、国連憲章の中心的原則を侵害することでもある。すなわち、同憲章2条4項は、武力による威嚇又は武力の行使によって領土を取得することを禁じているのである。

上述したような条約違反に関して、ジュネーブ第4条約1条は、締結国はいかなる状況においても条約を尊重し、かつ、この条約の尊重を確保しなければならないと定めている。さらに、国連総会決議2625号は次のように述べている：

すべての国は、国連憲章の条項にしたがい、共同のあるいは個別の取り組みを通じて、諸国民の平等権と自決権という原則の実現に向けて努力する義務がある。

アル・ハックは、最近、第3国が支援するヨルダン渓谷開発プロジェクトの概略が発表されたことについて、重大な懸念をもっている。アル・ハックはパレスチナ経済を活性化するためのイニシアチブを歓迎するが、それらのプロジェクトは、国際法に違反する形で行われてはならず、イスラエルによる違法入植地の建設や土地収用、パレスチナ人民の自決権への侵害に対する擁護・隠蔽に貢献するものとなってはならない。

土地の日を記念すると同時に、アル・ハックは、国際社会が、イスラエルによるパレスチナ人民の基本的権利、とりわけ自決権に対する継続的侵害に関して、国際法上の義務を思い起こすように訴える。これらの違法行為を終わらせ、パレスチナ人民の権利を実現することは、国際法に従って占領を終わらせることを通じてのみ可能である。したがって、アル・ハックは以下のことを要請する：

- ・ヨルダン渓谷における開発プロジェクトに関わるすべての当事者は、それらのプロジェクトが、国際法上の義務、とりわけイスラエルの違法入植地に関わる義務に従っていること、また、パレスチナ人の自決権を犯すものではないということを、明確かつ公的に示さなければならない。
- ・国際社会のすべての成員は、上述した国際法上の義務に全面的に従わなければならない。

(翻訳：役重善洋) [] 内は訳注。

※原文："The Jordan Valley, Land and Self-Determination" <http://www.alhaq.org/etemplate.php?id=301>

※アル・ハックは、パレスチナ西岸地区ラマッラーに本部を置くNGO。1979年、被占領地における人権の擁護・促進を目的として設立された。国連経済社会委員会（ECOSOC）の特別協議資格を持つ。